

避難行動要支援者登録制度のご案内

福島市



福島市では、災害時やそのおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方などで、人の支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）が安全な場所に避難するために、地域で支え合い、安全で安心して暮らせる地域を形成するため、『避難行動要支援者登録制度』を推進しています。



☆避難行動要支援者の対象となる方は？

在宅で生活する方で、次の①～⑦に該当する方が対象となります。

- ① 要介護3～5に認定されている方
- ② 75歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ③ 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち、医療依存度が高い方
- ⑦ 65～74歳のひとり暮らし高齢者など、登録制度の趣旨に賛同し、登録を希望される方（高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級、⑥以外の難病患者、外国人の登録希望者など）



☆避難行動要支援者の登録方法

登録を希望される方は、次のいずれかの方法でご登録ください。

- ① 福島市オンライン申請 → QRコードから申請
- ② 長寿福祉課、障がい福祉課、感染症・疾病対策課
こども家庭課、支所及び出張所の窓口にて申請



オンライン申請

申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

事前に登録を！

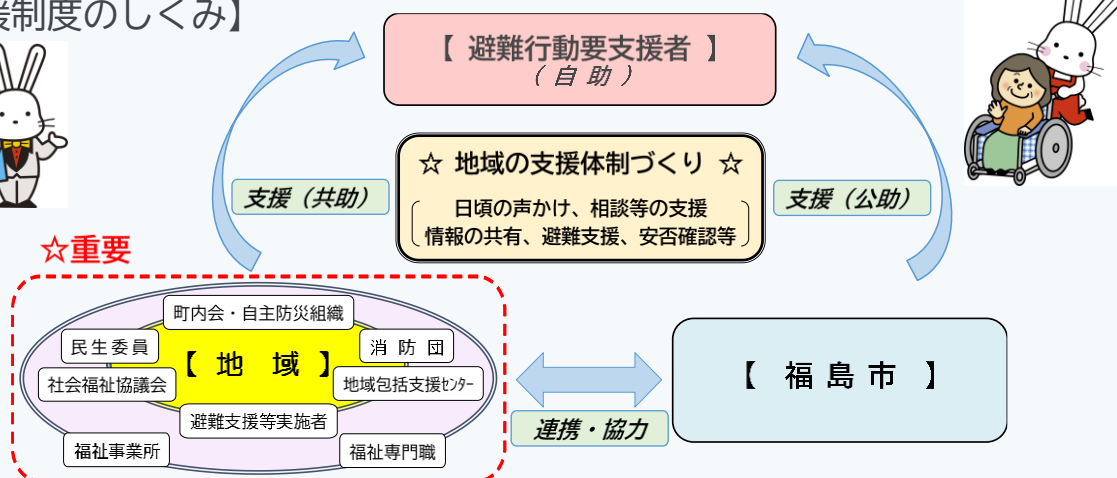


☆避難行動要支援者への登録と支援

支援に向けて！

福島市、市消防本部、地元の自主防災組織、町内会、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど災害発生時に支援活動を行う方々や『避難支援等実施者』の皆さんが登録情報を共有・活用させていただき、緊急時の情報伝達や避難誘導、安否確認などの支援活動が、よりスムーズに行われるように、日頃から地域と皆さんが良好なコミュニケーションを図れるような『地域ぐるみの支援体制づくり』を目指します。

【支援制度のしくみ】



Q：『避難支援等実施者』とは？

A：地域の各団体と協力し、ボランティア精神に基づいて要支援者の支援活動をしていただくご近所にお住まいの方やご家族の方です。

ポイント！



- ◎ 災害はいつ起きるかわかりません。『いざ』という時の備えとして、ぜひ登録をお勧めします。
- ◎ 登録により支援が保証されるものではありませんが、地域のつながりを深めて、支え合い、見守り、助け合う、安全で安心して暮らせる地域を目指す制度です。
- ◎ 皆さんの災害に対する日頃の備えや地域住民による支え合い、助け合いが大切なものとなります！
※個人情報の取り扱いには、細心の注意を払います。



【お問い合わせ先】

福島市 健康福祉部 長寿福祉課 Tel525-7656 / 障がい福祉課 Tel525-3748

感染症・疾病対策課 Tel573-4384 / こども未来部 こども家庭課 Tel 534-6074